

令和3年度沖縄県振興審議会

第1回、2回環境部会議事録

1 日 時 令和3年8月13日(金) 13:00~16:07

2 場 所 沖縄県自治研修所 4階401・402研修室

3 出席者

【部会委員】

部会長 宮城 邦治 沖縄国際大学名誉教授

副部会長 ※竹村 明洋 琉球大学理学部教授

赤嶺 太介 (一社)沖縄県産業資源循環協会会長

平良 喜一 (公社)沖縄県緑化推進委員会理事長

※大島 順子 琉球大学国際地域創造学部(観光産業科学部)准教授

※高平 兼司 沖縄県地球温暖化防止活動推進センター事務局長

※中村 崇 琉球大学理学部准教授

※藤田 喜久 沖縄県立芸術大学全学教育センター准教授

※山川 彩子 沖縄国際大学経済学部准教授

(欠席)

羽田 麻美 琉球大学国際地域創造学部准教授

比嘉 明美 元沖縄県農業研究センター名護支所長

【事務局等】

環 境 部：松田環境部長、普天間環境企画統括監、新城環境政策課長、
久高環境再生課長、比嘉環境整備課長、島袋世界自然遺産推進室長、
玉城環境保全課長、仲松班長(環境政策課)、屋良主査(環境政策課)

1 開 会

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

定刻となりましたので、ただいまから沖縄県振興審議会環境部会を開催いたします。

私は本部会の司会を務めさせていただきます、沖縄県環境政策課の仲松と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに、環境部会開催に当たり沖縄県環境部長の松田から御挨拶を申し上げます。

2 環境部長挨拶

【事務局 松田環境部長】

本日、委員の皆様には御多忙のところ、沖縄県振興審議会第1、第2回環境部会へ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本日は残念ながら御欠席となっておりますが、比嘉明美委員に新たに委員として加わっていただきました。心から感謝申し上げます。

本部会は、今年度中に本日の第1、2回環境部会を含めて全5回の開催を予定しております。宮城邦治会長に中心となってテーマごとに調査審議を進めていただく予定ですので、よろしく申し上げます。

さて、沖縄県では来年で本土復帰を果たしてから50年の節目を迎えます。復帰後、本県の特殊事情を鑑み各種特別措置が講じられ、社会資本整備をはじめ、各分野における様々な本土との格差が縮小してきておりますが、自立経済の構築はなお道半ばであり、1人当たり県民所得は全国最下位を脱しておりません。

そのことを踏まえて、県では令和3年度で終了する沖縄21世紀ビジョン基本計画の後続計画として策定作業を進めてきたところございまして、今年5月に新たな沖縄振興計画の素案を決定し、6月に公表、あわせて沖縄県振興審議会へ諮問したところでございます。

新たな沖縄振興計画につきましては、これまでの計画の基本的な考え方、いわゆる自立型経済の構築と優しい社会の実現に加えまして、初めて持続可能な海洋島しょ県の形成という環境の視点を基本施策に加えております。皆様御存じのとおり、去る7月26日には本島北部3村、竹富町西表島が、奄美大島、徳之島と併せまして世界自然遺産に登録されるという、世界的に沖縄県の生物多様性が認められるという状況がございまして、ますますこのような良好な自然環境を保全し、後世にそれを引き継いでいくという責務も我々に課されている状況でございます。

本日から新たな沖縄振興計画(素案)について御検討をいただくこととなりますが、本日は環境部会の所管する「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」、「自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用」、「SDGsに適應する観光ブランド力の強化」の3つを検討テーマとし、委員の皆様の豊かな知見と広い視野からの御意見、御提言を賜りたいと存じます。

結びになりますが、現在本県は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた緊急事態宣言下にあるため、対面とオンラインのハイブリッド型での開催とさせていただいており

ます。感染防止対策のため御不便等をおかけすることもあるかと思いますが、御理解と御協力をお願い申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

続きまして、各委員に自己紹介をお願いしたく存じます。

私のほうで名簿順にお名前をお呼びいたしますので、委員の皆様、自己紹介を兼ねて一言御挨拶を賜りたいと思います。

それでは、宮城部会長、お願いいたします。

3 部会長挨拶及び専門委員紹介

【宮城部会長】

宮城でございます。昨年に引き続き部会長ということではございますが、また皆さんの御協力を得ていい審議ができればなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

竹村副部会長、お願いいたします。

【竹村副部会長】

こんにちは。竹村と申します。

琉球大学でサンゴ礁生物を専門としております。この部会では副部会長をさせてもらっております。よろしく申し上げます。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

赤嶺委員、お願いいたします。

【赤嶺専門委員】

沖縄県産業資源循環協会の赤嶺と申します。

私たちは廃棄物の処理やリサイクルを行う専門の業者の集まる協会であります。昨年に引き続き、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

大島委員、お願いいたします。

【大島専門委員】

皆さん、こんにちは。大島順子と申します。

琉球大学国際地域創造学部で環境教育を専門にしております。今日はよろしくお願いいたします。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

平良委員、お願いいたします。

【平良専門委員】

緑化推進委員会の平良です。

前回に引き続き、ひとつよろしく申し上げます。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

高平委員、お願いいたします。

【高平専門委員】

沖縄県地球温暖化防止活動推進センターのセンター長、高平と申します。

またよろしくお願いいたします。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

中村委員、お願いいたします。

【中村専門委員】

琉球大学理学部の中村崇と申します。

専門はサンゴ礁の生物・生態学を中心に研究をしております。よろしく申し上げます。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

藤田委員、お願いいたします。

【藤田専門委員】

沖縄県立芸術大学の藤田と申します。

専門は海洋環境学や環境生物学です。よろしく申し上げます。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

山川委員、お願いいたします。

【山川専門委員】

皆さん、こんにちは。沖縄国際大学経済学部地域環境政策学科の山川彩子です。

今日はオンラインでの参加になりますが、よろしく申し上げます。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

ありがとうございます。

なお、本日は比嘉明美委員、羽田麻美委員は所用により欠席となっておりますので、御報告いたします。

次に、事務局を紹介いたします。

改めまして沖縄県環境部長、松田でございます。

沖縄県環境企画統括監の普天間でございます。

沖縄県環境部参事の多良間でございます。

沖縄県環境部環境政策課長の新城でございます。

沖縄県環境部環境再生課の久高でございます。

沖縄県環境部環境整備課長の比嘉でございます。

沖縄県環境部自然保護課世界自然遺産推進室長の島袋でございます。

沖縄県環境部環境保全課長の玉城でございます。

本日は補助説明員として、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課の米須班長にも御出席
いただいております。

では、次第4の環境部会の進め方につきまして、事務局から事前に送付しております新
たな振興計画(素案)冊子、関連体系図及び資料5から7を用いて御説明をいたします。

4 事務局説明 環境部会の進め方について

【事務局 屋良主査(環境政策課)】

環境政策課 屋良と申します。よろしくお願ひいたします。私から環境部会の進め方を説
明いたします。

まず、資料5-1をお開きください。令和3年6月9日の沖縄県振興審議会申合せ、今後の
調査審議の進め方についてということで、環境部会の上の沖縄県振興審議会本体のスケジ
ュール等が記載されております。

3. 審議会のスケジュールについてということで、審議会は令和3年6月9日に知事から
諮問を受けた後、おおむね7月から9月までの間に部会を4回程度開催し、10月をめぐり
正副部会長合同会議への報告を経て、審議会へ中間報告を行うこととなっております。

その後、11月までの間に部会を1回程度開催、12月をめぐり正副部会長合同会議での調
整を経て、審議会の会議を開き、知事への答申を行うこととするということで、こちらの
審議会に合わせて各部会も進行していくこととなっております。

次に、資料5-2を御確認お願ひいたします。同じく令和3年6月9日、こちらは正副部会
長合同会議申合せということで、より具体的な流れが記載されております。調査審議方針
の資料となっております。

こちらで御確認いただきたいのは、2ページの(3)部会審議の観点についてということで、
部会審議においては次に掲げる観点到に留意するものとする。

(ア) 沖縄振興計画(素案)における部会ごとに所掌する基本的課題、基本施策、圏域別展開などの方向性について留意すること。

(イ) 関連体系図(案)に係る基本施策ごとに設定された主要指標及び施策ごとに設定された成果指標の妥当性、この資料とは別途、また次回以降審議する形になりますが、主な指標の目標値の水準などを今後審議していく形となっております。

5 ページ目以降が皆様から何か御意見等あったときに御提出いただく資料となっております。もう既に今回も出しているかと思いますが、新たな振興計画(素案)そのものに何か意見があれば6 ページ、別紙2-1に記載の上、御提出をお願いいたします。なお、環境部会の委員の皆様においても環境部会以外の所管について御意見することが可能でして、その場合、左側の提出先の部会ということで、環境部会以外にも直接御意見を提出することはできますので参考までに申し上げます。

こちらで皆様から事前にいただいた意見を、次の7 ページ、別紙2-2で審議会環境部会の意見として最終的にどういった意見になるのかを固めていく流れとなっております。

今回、資料9以降でつけておりますのは、皆様から事前にいただいた意見に、今回は審議会結果ではなく事務局案として事務局のほうで考えた案を一度提示させていただいております。今回、これについて皆様に御審議いただいた上で、環境部会としての審議会の結果(案)を次回以降の冒頭で固めていただくという流れとなっております。

8 ページ、別紙2-3ですが、素案本文ではなく関連体系図に何か御意見がある場合はこちらを御利用ください。

9 ページ、別紙2-4では、同じような流れで事務局意見と、その後、審議会の意見として最終的に固めていく流れとなっております。

10 ページ、別紙2-5は、関連体系図や計画に関わらず自由に何か御意見をされたいときにはこちらの自由意見書で御提出をお願いいたします。

11 ページ、皆様環境部会の専門委員の方ではあるのですが、他部会に直接出席して意見することも可能となっております。その場合は、この別紙3の様式を各部会に御提出いただき参加することも可能ですので、参考までに申し上げます。

続きまして、資料6を御確認お願いいたします。こちらは新たな振興計画(素案)審議会部会割り(案)ということで、各部会ごとの新たな振興計画の中の該当ページ、所掌するページを記載させていただいております。皆様にお配りしているものは環境部会にフォーカスして、環境部会が所管している項目についてはこれですと表す資料となっておりますの

で、環境部会に何か意見される場合がありますらこちらで所管部、箇所を御確認の上、御意見していただけますと幸いです。

最後に資料7をお願いいたします。こちらが沖縄振興審議会の環境部会のスケジュールとなっております、初回、第1回が台風で延期になり、今回8月13日第1回・第2回として合同で開催させていただきます。今後、第3回8月26日予定、第4回9月7日予定、という形で進めさせていただければと考えております。

参考までに第3回のテーマとしては、「持続可能な海洋共生社会の構築」と「効率的な廃棄物処理施設の整備促進」ということで、海洋保護区や海ごみ、サンゴ、赤土等をテーマとさせていただきます。

第4回は、「米軍基地から派生する諸問題」、「県土のランドデザインと圏域別展開」ということで、アでは基地環境問題を中心に議論していただき、イでは圏域ごとに各種テーマに沿った記載がありますので、ある意味全体を振り返る機会にもなるかと思えますし、第4回は中間報告の前に入れさせていただきます。最後、ウでは「その他、環境部会の所管する事項」で、これ以外にも例えばグローバル・グリーン・アイランド・サミット(GGIS)という島しょ国を集めて環境問題について議論する場についての記載や犬猫殺処分についての記載など、大枠でテーマ設定をさせていただいたもの以外にも各種環境部会所管のものがありますので、こちら第4回でまとめて議論させていただければと考えております。

中間報告終了後、最後に第5回、11月17日予定とさせていただきますが、こちらで総括審議を経て最終報告とさせていただきます。説明は以上です。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

ただいまの事務局の説明について、何か御質問等ございますでしょうか。挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(質問なし)

それでは、早速審議に入らせていただきます。

審議につきましては宮城部会長に進行をお願いすることとなっております。宮城部会長、よろしく願いいたします。

5 審議1「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成について」

【宮城部会長】

私のほうで審議を進めてまいりたいと思います。

まず審議1でございます。「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成について」、事務局より説明をよろしく願いいたします。

【事務局 普天間環境企画統括監】

本日の議題となっております第4章の1-(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成で、環境部所管の部分について概要を御説明いたします。

新たな振興計画(素案)冊子の29ページをお開きください。第4章基本施策1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して。(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成について御説明いたします。

ここでは世界に誇れる島しょ型環境モデルを構築するため、人間活動と自然環境が調和する持続可能な脱炭素社会の構築に向け、地球温暖化への対応を見据えた再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進、資源循環、新技術を活用したモビリティの導入、環境と共生するまちづくり等の施策が盛り込まれております。

このうち環境部会の所管は、ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進のうち、30ページの①と③、31ページから33ページまでのイ 社会生活における資源循環の推進の①から④となっております。

初めに、29ページの31行目から、ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進について御説明いたします。ここでは国が宣言した2050年カーボンニュートラルに連動して、島しょ県である本県においてエネルギーの脱炭素化を実現するために①再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進、②沖縄に適したエネルギー供給・消費の効率化、③低炭素化及び省エネルギー化の促進の3つの施策を推進することとしております。

具体的に、①再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進については、エネルギーの導入の話が主となり産業振興部会で審査するところが大きな内容となっておりますが、水素等の次世代エネルギーの利活用に係る調査研究の促進等については、新たな沖縄振興のための制度提言として国への制度創設を求めるなど、環境部でも取り組んでいくこととしております。

また、③低炭素化及び省エネルギー化の促進については、地球温暖化防止に向け産業部門での省エネ型機器の普及促進、民生部門では年間一次エネルギー消費量収支ゼロを目指した建物(ZEH・ZEB)の普及促進、運輸部門については、次世代自動車の普及促進、そして広く環境教育の推進に取り組むこととしております。

次に、31ページの23行目から、イ 社会生活における資源循環の推進について御説明いたします。ここでは人の生活に起因する廃棄物の処理は地球環境に関する重大な課題であることから、①廃棄物3Rの推進、②効率的な廃棄物処理体制の推進、③食品ロス削減の推進、④脱プラスチック社会の推進に取り組むこととしております。

具体的に、①廃棄物3Rの推進では、県民の意識向上への取組や、廃棄物の減量化や再利用のできる環境の構築のため事業系廃棄物の実態調査に基づく一般廃棄物の効果的な排出抑制、産業廃棄物への活用等による排出抑制等に取り組むこととしております。

②効率的な廃棄物処理体制の推進では、複数市町村間での処理の広域化、産業廃棄物とのあわせ処理など適正かつ効率的な廃棄物処理体制の構築や、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の適正な運営、海岸漂着物の効率的な回収体制の構築等に取り組むこととしております。

③食品ロスの削減の推進では、多様な主体が連携した県民運動としての施策の展開や子どもの貧困対策にもつながるフードバンクの推進等に取り組むこととしております。

④脱プラスチック社会の推進では、プラスチックの県内使用の低減化を図る取組や代替素材へ転換する研究開発、陸域でのポイ捨て行為の防止対策等に取り組むこととしております。

審議1で対象となる該当部分は以上となります。

あわせて関連体系図についても、2ページの1-(1)施策展開ア、①、③及び施策展開イが審議1の対象となりますので、施策、成果目標等御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

最後に、資料8「沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書」における指摘事項及び「新沖縄発展戦略」における申し送り事項への対応状況は、一昨年に沖縄県振興審議会で審議いたしました沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検で出た意見及び新沖縄発展戦略の内容と素案本文の対応状況を示した資料となっておりますので、議論に際し御参照をお願いします。

審議1についての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

【宮城部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明等に関する事項で各委員から提出のあった事前意見につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局 久高環境再生課長】

環境再生課の久高と申します。着座にて御説明させていただきます。

資料9を御覧ください。番号8番、素案4章、33ページ、5行目になります。

比嘉委員からの御意見がございまして、本文では「自然環境に優しい生分解性プラスチックなど新しい代替素材の研究素材の研究開発の促進、普及啓発等に取り組む」となっております。意見としましては、低コスト化を追加と。理由につきましては、新しい素材と既存素材の代替において普及のためにはコストが重要という意見を御提出していただいております。

事務局案としましては、御提案のとおり追記したいと考えております。以上です。

【事務局 比嘉環境整備課長】

続きまして、環境整備課から御説明させていただきます。

資料9の1ページ目、素案の29ページ、26行目の記載につきまして、修正文案として不適正な廃棄物処理が問題があるということで、「廃棄物処理」を「不適正な廃棄物処理」にするという修正文案の意見がございました。

これについて事務局としましては、沖縄県には離島に廃棄物処理業者がない、または処理コストが高い等、島しょ県ゆへの固有の問題があり、それらも含めて解決を図る必要があることから、「不適正な廃棄物処理」に限らない記載にしたいと考えております。そのため、原案どおりとしたいと考えております。

続きまして、3番目につきましては、こちらに廃棄物焼却施設に関する効率的な利用に関する修正意見がございまして、この資料では意見を踏まえ修正いたしますと記載しておりますが、この部分につきましては他部会の申し送り事項に該当しますので、おわびして訂正したいと思います。

続きまして、資料の2ページ目、31ページの30行目、それから32ページの31行目の3Rという記載に関しまして、委員から、「廃棄物処理は環境配慮を踏まえた処理に関する優先順位が重要であり、修正分については国も示している。島しょ型環境モデル地域を目指す沖縄は、まず国の方向に合致させるとともに、それを市町村や民間企業に対してメッセージを出す意味でも優先順位を明確にしたほうがよい」ということで、修正文案の意見をいただいております。

これにつきまして、意見を踏まえて以下のとおり修正いたします。廃棄物の①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再生利用(マテリアルリサイクル)、④熱回収(サー

マルリカバリー)、⑤適正処分を優先順位として積極的に取り組むとともに、再利用等に対する県民意識の向上に取り組むということで、委員の意見に沿って訂正いたします。

なお、近年熱回収については環境省のほうはサーマルリカバリーという用語を使っていますので、こちらの部分については修正しております。

続きまして、32ページの4行目、「廃棄物処理は処理だけでなく法律も厳しく複雑である。その啓発に係る費用が…。

【宮城部会長】

これは、せっかく番号が打たれておりますので、番号で言っていただいたほうが探しやすいです。

【事務局 比嘉環境整備課長】

分かりました。5の4につきましては、「廃棄物処理は処理だけでなく法律も厳しく複雑である。その啓発に係る費用が必要だと考える。」ということで、産業廃棄物税の活用等による排出抑制の次に、「廃棄物の処理に関する啓発に取り組む」という修正意見をいただいております。その意見を踏まえて素案を修正しております。

なお、前段部分の再利用等の取り組むという部分につきましては、減量化や再利用ができる環境の構築に向けて、特に廃棄物の排出抑制に取り組む必要があるということで、前段部分については素案のままとしてございます。

続きまして、6の4です。「全ての食品ロスの削減のみだけでは現実的ではないため、食品系廃棄物の再利用も取り入れるべきと考える」ということで修正意見をいただいているところです。この食品ロスに関しましては関係法令、食品リサイクル法と食品ロス削減推進法という2つの法律がありまして、それぞれ農林水産部局と子ども生活福祉部に関係がございまして、そちらと協議しまして修正案を示していきたいと考えております。

続きまして、7の4ですけれども、「島しょの沖縄県ならではの水問題に雨水の有効利用もあるのでは」ということで、「再生利用水では分かりづらい」、それから「安全性、コストが問題になる」ということで修正意見をいただいておりますが、これにつきましては企画部に「再生水」への修正、それから「低コスト化」については土木建築部下水道課に検討を依頼いたします。

環境整備課は以上でございます。

【事務局 新城環境政策課長】

環境政策課の新城と言います。

まず、No.2のクリーンエネルギーの導入拡大、それからNo.9の街路樹の適正な管理に関する意見につきましては、事務局としては他部会の所管になると考えておりますので、皆様の承認の上、他部会へ申し送りをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

【宮城部会長】

ただいまの審議1につきまして、事務局へ意見のありました事項について事務局の対応策を説明をしていただきましたが、委員の先生方、何か御意見あるいは御質問等ありましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

確認しますが、先ほども申し上げましたけれども、この表の番号の所轄が例えば環境再生課や環境整備課というように交錯しております。もしよろしければ、例えば環境再生課の皆さんが御説明をなさるのであれば、1番です、3番ですというようなことで委員の先生方が目が向きやすいような形でやっていただければよろしいかなと思います。章やページ、行は素案の中にございますので、そこを見ながら先生方はそれぞれ読まれていると思いますので、番号のところを注目させていただければと思います。よろしくお願ひします。次の審議2のときにそういう形でやっていただければと思います。

事務局の説明がございましたが、委員の先生方、何か御意見等ございませうでしょうか。ウェブ参加の委員の先生方、何かございましたらよろしくお願ひします。

どうぞ、大島先生。

【大島専門委員】

資料9、番号でいいますと7番のところでは、再生利用水の低コスト化の追加という委員の方からの御指摘の件ですけれども、それについての回答が、低コスト化の追記については土木建築部に検討を依頼しますという形になっております。

これを意見として書かれた委員の方の理由に安全性とコストが問題になるということで、この辺は非常に大事な問題だと私も認識してございまして、これは事務局案の全てのものに共通して書いてあるのですが、検討を依頼するということは、どこを目安にこれについての回答が来るのかなどといったところがどんな予定なのかを事務局にお聞きしたいと思ひます。これは非常に大事だと思ひてございまして、書く以上はこの辺の安全性やコストの問題についてある程度言及しながら、再生利用水の低コスト化を追加ということには私も賛成だと思ひてございませうので、その辺りを少しお伺ひできればと思ひます。よろしくお願ひします。

【宮城部会長】

ありがとうございます。

企画部もしくは土木建築部下水道課へ検討を依頼したいということですが、どの程度の内容を検討依頼するのかということです。事務局のほうで何かお答えできれば。

【事務局 屋良主査(環境政策課)】

まず、御質問のあった中でいつ頃までにきちんと出せるのかという話ですが、今各部局に依頼をしているところですが、内容自体は他の部局にまたがるものにはなっておりますが所管の部会としては環境部会となっておりますので、早ければ次回までに何とか、少し遅くなったとしても第4回の中間報告までには企画部と土木建築部から御意見をいただいた上で、環境部会の案としてこちらから提示させていただければと考えております。

以上です。

【宮城部会長】

これは企画部もしくは土木建築部に、一応環境部会ではこういう議論がありましたということで、それについての意見を伺うということですね。

【事務局 屋良主査(環境政策課)】

企画部はまだ届いていないのですが、土木建築部とはもう既にこういった質問が出ているので御意見くださいということで依頼をしているところです。

【宮城部会長】

それに対するリアクションがあったときに、それについても一度環境部会で審議してもらおうという形ですか。

【事務局 屋良主査(環境政策課)】

その形になります。

【宮城部会長】

分かりました。大島先生、今の回答について。

【大島専門委員】

ありがとうございます。前向きな具体的な表記をお願いできればと思います。再生利用水の利用促進は本当に必要だと思います。ただ書くだけではなくて、再生利用水を本当に活用していくのであれば低コスト化というのは避けて通れないと思いますので、そちらへの記載もぜひと思っております。

【宮城部会長】

ありがとうございました。

ほかに委員の先生方、何かございますでしょうか。

赤嶺先生、廃棄物のリサイクルのところがございますが、こういう事務局の案でよろしいですか。

【赤嶺専門委員】

おおむねよろしいかと思えます。

【宮城部会長】

4番の意見につきましては、専門の立場から赤嶺先生も一定程度了解を得ていると思いますので、若干字句等の修正はあるかも分かりませんが、そういう形でやっていただければと思います。

委員の先生方がでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

私から少しお聞きしますが、6番目に食品ロスの項目が出ておりますが、これは法律か何か新たにできたということですか。

【事務局 比嘉環境整備課長】

この食品廃棄物のリサイクル関係には法律が2つございます。「食品リサイクル法」は従来からある法律で、また昨年、新しく「食品ロス削減推進法」というのができております。

それぞれ所管省庁が違っておまして、食品リサイクル法は農林水産省が持っておりまして、主に食品関連事業者から出てくる廃棄物のリサイクルを推進するような、国のほうで認証をしましてリサイクルを進めていくという法律がございます。これは沖縄総合事務局のほうでやっておまして、県庁では農林水産部で関わってございます。

一方の食品ロス削減推進法というのは、まだ利用できる食品を利用して食品廃棄物を減らしていきましようという法律で、国は総務省が所管して、県庁では子ども生活福祉部、消費・生活の分野として位置づけられておまして、この法律としては国と地方と事業者と消費者のそれぞれの役割を定めて食品ロスを減らしていこうというような法律になっておまして、法律でそれぞれ見ている分野が違うものですから、そこと相談もしながらやっていくと。環境部では主に家庭系の食品廃棄物を見ているのですが、これも主に市町村が行う分野となっております、その辺りもありまして関係部局と相談して修正をしてみたいと考えております。

【宮城部会長】

ありがとうございます。

食品ロスに関する法律が幾つかあって、関連する部局が違う形で関わっているのので、そこを協議して、食品ロスの削減推進についての在り方について事務局のほうで対応していくということですね。

【事務局 比嘉環境整備課長】

修文を検討していきたいと考えております。

【宮城部会長】

なかなか重要な問題だと思いますので、ぜひ関係する部局で対応していただければと思います。

ほかにどなたかございますでしょうか。

平良委員、どうぞ。

【平良専門委員】

緑化推進会です。9番目の街路樹の件ですけれども、今土木建築部のほうでは沖縄県にふさわしいというか、県道あるいは街路樹等の在り方や管理する方法など、そういった基本的な考え方をまとめようということを考えているようなんですね。せっかく環境部はマトリックスのほうも所管しているので、これでは簡単に申し送りますという少し爽やかな感じで表現していますけれども、ぜひそのほうもしっかり環境部のほうでまとめ上げるんだということで、在り方とか。

今私のところで道路河川ボランティア団体の支援もしているのですが、彼らからすれば、正直に言ってこんなに大きな街路樹は邪魔だという意見等もございます。ですから、沖縄に合った街路樹の在り方を当然環境部が全体にある程度持って行って、しっかりとサジェスションするというようなことをぜひお願いしたいと思っております。以上です。

【宮城部会長】

ありがとうございました。

ここは33ページにありますように、人と環境に優しいまちづくりの推進の④歩いて暮らせる環境づくりの中で街路樹の適正管理云々というのが出ておりますけれども、平良委員がおっしゃるように、それだけの問題ではなくて、むしろ例えば沖縄の観光資源的な景観的な意味で街路樹の問題などもあるかと思っておりますので、やはり環境部会の立場からもう少し踏み込んだ形で、基盤整備部会のほうに申し送りをするにしても少し具体性を持った形での申し送りができればなと思っております。ぜひ事務局のほうで検討をお願いします。

どうぞ、部長。

【事務局 松田環境部長】

御提言どうもありがとうございます。

35ページの④は歩いて暮らせる環境づくりという項目になっておりまして、「身体障害者、高齢者、子どもなど誰もが安全で快適に移動できる空間を創出するため」と前文がございます。御指摘いただいた緑化全般の部分については、例えば34ページの花と緑にあふれる環境づくりの部分で、在来種を活用した道路等の植栽の在り方、適正な植栽管理、飾花、そういったところで触れております。

御提言があった部分については、歩道の安全性や、子どもたちあるいは障害を持った方も移動しやすいような歩道をどうやって維持管理していくかという視点でございますので、③といった部分で沖縄らしい花と緑にあふれた道路飾花、街路樹の在り方については検討を進めてまいりたいと考えております。

【宮城部会長】

よろしく願いいたします。

平良委員、今の御意見でよろしいですか。

【平良専門委員】

はい。

【宮城部会長】

ほかにどなたかございます。

ウェブ参加の委員の先生方、何かございますでしょうか。

私から少しお聞きします。高平先生。

【高平専門委員】

特にはないのですが、今の街路樹の問題で、高齢者や子どもたちの移動の障害になるといえるところですが、街路樹の根の張り方などで凸凹になったりするところが少し気になって、この辺りは適正な管理といえば適正な管理ではあると思いますけれども、ここをもう少し何か表現できないかなという気がするのですがイメージが湧かなくて、すみません。

【宮城部会長】

ありがとうございます。

高平先生には逆に私から少しお聞きしたいのですが、3番の汚水処理の過程で発生する消化ガス云々というところがございます。そこについて何かコメントをいただければ。

【高平専門委員】

この辺りはかなり概念的に書いてあるところが主体で、具体性というのは今回は少し難しい部分があると思うのですけれども、おおむねこれでいいのかなと思います。

【宮城部会長】

こういう表現でもよろしいですね。

【高平専門委員】

はい。

【宮城部会長】

ありがとうございます。

ほかに委員の先生方、何かございますでしょうか。小さなことでも結構です。

【竹村副部会長】

先ほどの街路樹については、前文のところで快適に移動できるということは、街路樹が適正に剪定されていて移動しやすいという意味合いだと思いますが、例えば通学などを考えるとある程度の日陰は、移動に際して休めるという表現が正しいかどうか分からないのですけれども、最近の暑さなどもあり日陰というのは非常に大事な意味合いも含まれてくると思います。ここの意味合いとして、恐らく適正な管理というのは危なくないとか移動が楽だということだと思いますが、適正な管理に日陰の意味合いのことも入れられるのかどうか、いかがでしょうか。

【宮城部会長】

ありがとうございます。

快適空間としての町並みといますか、そういうところですね。

今の御意見につきまして、事務局いかがでしょうか。

【事務局 久高環境再生課長】

今おっしゃるような日陰づくりにつきましては、先ほど部長からも言いましたが、素案34ページの③花と緑にあふれる環境づくりの中で、35ページの一番上の四角に「都市やグラウンド等の日陰づくりを進め、紫外線による健康被害防止及び気候変動の進行に伴う熱中症被害防止を見据えたまちづくりの整備に取り組む」としておりますので、我々の所管しているこの部分についていろいろな意見を反映させていきたいと考えております。

一方、先ほどの人と環境という申し送り事項のところにはあるのですけれども、うちの中でもその辺は連携してなるべく進めていけるように、関係部局とも連携していきたいと

考えております。

【竹村副部長】

分かりました。前のほう、35ページの1行目等にそういう意味合いが含まれているのであれば構わないと思います。

【宮城部会長】

35ページの1行目と12、13行目はリンクしているという理解でよろしいかと思えます。ありがとうございました。

ほかにどなたかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

少し整理しますと、2番のクリーンエネルギー導入拡大云々につきましては、産業振興部会への申し送りということですか。

それから、6番につきましては法律が幾つか重なっているようでございますので、関係部局と修正について協議をして、修正できる部分につきましてはまた環境部会に諮問するという形かと思えます。

それから、7番目につきましては企画部と土木建築部下水道課に検討を依頼するということでございます。

それから、9番目の先ほどから議論になっております街路樹の適正管理等につきましては、環境部会の視点を踏まえた上で基盤整備部会のほうに申し送りをするということがよろしいでしょうか。

何かございますか。

【事務局 比嘉環境整備課長】

先ほども御説明いたしましたが、3番の委員からの意見に対して、環境部環境整備課としましては意見のとおり修正したいと考えているところですが、この部分は別の部会、産業振興部会が担当している部分ですので、こちらの考えも伝えた上で記載について相談していきたいと考えております。

【宮城部会長】

3番目ですね。産業振興部会への申し送りと。

【事務局 比嘉環境整備課長】

申し送りといいますか、環境部としてはこう考えているということで先方には伝えると。

【宮城部会長】

環境部会の意見を産業振興部会に届けるということですかね。

【事務局 比嘉環境整備課長】

はい。

【宮城部会長】

ほかに事務局、何か説明ございますか。

【事務局 比嘉環境整備課長】

補足しますと、資料6で審議会部会割り(案)がございまして、30ページの11、①と飛びまして③というところは環境部会に割り振られていますけれども、今御意見のあったところは②の記載についての意見でございまして、その部分を見落としてございました。大変申し訳ありません。

【宮城部会長】

環境部会の所掌にはなっていないということですか。

【事務局 屋良主査(環境政策課)】

補足して説明いたします。こちらは部会ごとの所管割り振りになっておりまして、今御説明した部分については環境部会としての割り振りにはなっておりません。ただ、内容としては環境問題に関するものなので、所管する部局に環境部会としてこうした考えですというのを含めた上で、向こうの審議結果に反映させていただくという流れになり、申し送りという形になります。

【宮城部会長】

その所管は産業部会ということよろしいでしょうか。

【事務局 屋良主査(環境政策課)】

はい、産業振興部会でございます。

【宮城部会長】

分かりました。直接の所掌項目ではないけれども、環境部会の意見として産業部会のほうに提言をするということですね。

【事務局 屋良主査(環境政策課)】

はい。

【宮城部会長】

ありがとうございます。それでは、そのようにやっていただければと思います。

資料6を見ますと、結構ほかの部会と重複しているようなところもございますので、それぞれに意見のすり合わせといたしますか、そういう形にしつつ素案に反映させていくとい

う形になろうかと思えます。

それでは、先ほどの意見だけではなくて、4章のほうで何か委員の先生方、改めて何か御意見等ございましたら伺うことができればと思います。いかがでしょうか。

これは35ページ以降でもよろしいわけですか。

【事務局 屋良主査(環境政策課)】

4章(1)です。35ページ以降の(2)自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用については審議2になりますので、(1)の範囲で事前意見が出ている部分に関するもの以外で、もしありましたらお願いします。

【宮城部会長】

それでは、4章の(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成というところで、先ほど事務局から説明がありました委員の先生方の意見に対する事務局案以外に何かお聞きしたいこと、あるいは提案したいことがございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局 屋良主査(環境政策課)】

もう1点補足で、皆様が2年前の総点検の際に御意見いただいた内容などを資料8にまとめております。そのとき出ました意見や、それと素案の関連部分を掲載しておりますので、そちらも御意見を御参照していただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

例えば資料8の1ページですが、指摘事項・申し送り事項という部分がありまして、総点検のときにありました再生エネルギーのより一層の普及拡大についてということで、「低炭素島しょ社会の実現のため、太陽光発電や風力発電の再生可能エネルギーをより一層普及させる必要がある。これらの普及に当たり、引き続き送電網への接続容量の制約等の課題解決とともに、導入状況を具体的な数値で実感できるように可視化をすること等に取り組む必要がある」。ここ以下、総点検報告書で皆様から2年前にいただいた御意見の内容が上の段に記載されております。

その次の枠、新たな振興計画(素案)として、新たな振興計画(素案)でこの意見に関連する部分は30ページにありますということで、30ページの①再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進として、下の部分に本文を記載しております。

こういう形で、皆様から2年前の総点検の際にいただいた意見をまず上に載せて、それに関連する素案部分はこちらですという関係性が分かる資料を掲載しておりますので、こちらを御覧いただいて、例えばあの時の意見を踏まえての意見や、今回、意見がきちんと反映されていないのではないかとか、もっとこういう書きぶりにしたらどうかとか、そう

いう意見を出す際の参考資料としてこちらを掲載しております。ぜひ御参照お願いいたします。

【宮城部会長】

ありがとうございました。資料8は、指摘事項・申し送り事項を受けて振興計画の中には、例えば再生エネルギーに関する事項であれば30ページの②のところに反映されているということですね。

委員の先生方、資料3も参考にしながら、第4章(1)について何か御意見あるいは御質問等ありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

【高平専門委員】

私も先ほど少しチェックし忘れた部分があったかなと思って、今資料8を見て、前は「低炭素」という言葉を使っていたと思いますけれども、今は2050年に向けてカーボンニュートラルなので「脱炭素」という言葉が強く使われるようになっていると思います。

黄色い冊子の素案31ページの5行目のタイトル、低炭素化及び省エネという部分も思い切って「脱炭素」にできないかという気がします。

【宮城部会長】

低炭素ではなくて今や脱炭素の時代ではないかということで、事務局お願いいたします。

【事務局 久高環境再生課長】

低炭素と脱炭素というところで御説明させていただきますと、2050年度は炭素ゼロ、脱炭素ということで、それ以降はそのように国も総理のほうから発言しておりますし、沖縄県もそのように考えているところですが、その前は26%削減という目標を立てているところなので、今のところ低炭素という言葉を使わせていただいておりますが、今の御意見を聞いてまた今後検討していきたいと考えております。

【宮城部会長】

低炭素化というのは脱炭素に向けて炭素使用料を減らしていくということですね。

高平委員、いかがですか。

【高平専門委員】

脱炭素に向かうにはまずは低炭素というところも分かることは分かりますけれども、やはり最終的な目標は脱炭素というイメージを何か表現できればいいのかなと思っております。ここは事務局さんに判断はお任せしたいと思います。

【宮城部会長】

ありがとうございます。これはまた事務局の取組というか、それに対する表現の調整が
あろうかと思imasので、高平委員の意見を受け止めながら、どういう表現にしようかと
いうことについては事務局に一任をお願いしたいと思imasが、よろしいでしょうか。

赤嶺委員、どうぞ。

【赤嶺専門委員】

少し関連しているのですけれども、小さいところですが30ページの1行目、ここも低炭
素型の交通システムと書いてありまして、この辺も低炭素でよろしいのか脱炭素でよろし
いのか、そこも検討いただければと思imas。

【宮城部会長】

この辺はなかなか現実と実態として、そこにどのぐらいのレベルで行けるかというところ
もあろうかと思imasので、低炭素か脱炭素かということについて事務局のイメージが
ありましたら説明をお願いできますか。

【事務局 松田環境部長】

先ほど課長からも説明がございましたけれども、沖縄の場合、例えば自動車にしても電
気にしても化石燃料をかなり使っておりまして、再生可能エネルギーの導入については非
常に制約的な条件もあるということで、なかなか一気に脱炭素化までは行かないというよ
うなこともありまして、特に31ページのほうにつきましては低炭素という表現にしており
ます。

一部につきましては、例えば30ページ、いわゆる再生可能エネルギーの導入を進める間、
化石燃料をなるべく減らすために石炭に換えてLNGを進めるなど、まだ脱まで一気に
行かないというようなところもあって、少し言葉の使い分けをしているところがござimas。
これについては産業部会とも言葉をどのように使うかということについては相談させてい
ただいた上で、改めて事務局としての考え方を御説明したいと思imas。

【宮城部会長】

ありがとうございます。

脱炭素もそうですが、むしろその上の再生可能エネルギー、クリーンエネルギー、そこ
も沖縄県にとっては非常に重要なエネルギー政策だと思imasので、脱炭素社会に向けた
むしろ再生可能エネルギー等の推進というような方向性だと思imas。そこら辺を少し整
合性が取れるような形で取組の在り方を考えていただければなと思imas。

例えば再生可能エネルギーの導入云々の場合、公共施設などでのクリーンエネルギーの

導入の目標値みたいなもの、あるいは実体として公共施設等で太陽光エネルギーをどれだけ使っているかなど、その基礎的、基本的な資料等がございますか。

【事務局 久高環境再生課長】

環境部には地球温暖化防止の実行計画がございまして、その中に協議会がございまして、その中で様々な地球温暖化を防止するための施策として約134ありまして、その中にも公共施設の建物を例えばゼロエネルギーのビルディングにするなどといった施策がありまして、そこに中身が書かれているところでございます。

【宮城部会長】

沖縄の場合は、公共施設で太陽光エネルギーなどというのは若干まだ弱いのかなという感じがしますが、幾つかの県では学校施設などで太陽光をうまく使ったようなモデルというのはありますよね。沖縄県もこういうようなものをもっと積極的に取り入れていく、文案では書いてありますが、具体的にもっと推進する目標値も含めてやっていくと分かりやすい気はいたします。

【事務局 松田環境部長】

今、県でも事務事業に対する温暖化対策の計画をつくってやっておりますが、例えば太陽光発電を公共施設に入れる、あるいはネット消費エネルギーをゼロにするというようなビルディングを建てるということについては、まだ取組が十分でない点がございますので、これも進めていきたいとは考えております。

資料8の1ページにもありますけれども、再生可能エネルギーを入れて電力網と系統連携する際に、やはり沖縄の場合は、もともとの電源構成が非常に偏っていることもございまして、なかなか系統連携しにくいところがどうしてもございます。

そういうこともありましてなかなか公共施設に進んでいけないところもありますが、沖縄電力が小中学校の屋根に太陽光発電をつけて、蓄電池もセットして再生可能エネルギーの導入を進めていこうといったような計画もありますので、そういった事業との連携も図りながら、公共施設でもどんどん再生可能エネルギーを進めていくということもひとつ検討していきたいと考えております。

以上でございます。

【宮城部会長】

太陽光エネルギーというのは問題も幾つかあって、一方ではアセス対象になり得る可能性というか、アセス対象事業にしようというような方向性もありますし、建物の上でつく

るものもありますが、山の斜面を削って太陽光パネルを物すごい面積で設置することはいかなものかという議論も一方ではあるようですし、課題はたくさんあると思います。

やはり沖縄県の場合は、これまでどうしても自動車を含めて化石燃料に依存するようなエネルギーを中心とした産業構造になっていますので、ぜひ沖縄型の再生エネルギーあるいはクリーンエネルギーの構築というようなことを考えていければなと思っております。

ほかにどなたかございますでしょうか。

高平委員、どうぞ。

【高平専門委員】

私もまだ全部読み切っていなかったところではありますが、今の再生可能エネルギー、要するにエネルギーの使い方の中で、これはまちづくりのほうにもなってくるのかなとは思いますが、小さな区域、集落ごとにスマートグリッドやマイクログリッドの連携、小さなところでのエネルギーの循環といいますか、地産地消というものがどこかつくれないかなと。ぱっと見たときにそれがどこに記載されているかというのが見えなかったものですから、どこか記載できないかなという気がします。例えば33ページ、環境に優しいまちづくりの推進になるのでしょうか。言わばマイクログリッド、スマートグリッドの題名みたいなものが少し表現できないかなと。どこかほかのところに表現されていれば別ですが、これはいかがでしょうか。

【事務局 久高環境再生課長】

高平委員がおっしゃいましたスマートグリッドについては、素案30ページの②沖縄に適したエネルギー供給・消費の効率化のところに、最初の四角ですけれども、ICTを活用した社会全体の効率的な電力使用など、島しょ社会の持続的発展を推進する「アイランド・スマートグリッド」のシステム確立に取り組むというような形でも書いております。そういったものを組み合わせて、例えば宮古島の太陽光発電や波照間島で風力発電を併用した連続100日間の再生可能エネルギーで電力供給したという事例もございますので、こういったものを総合的に施策で展開していくと考えております。

【宮城部会長】

幾つかモデル地区で、たしか太陽光の場合は宮古島でもやっておりますし、十分需要を満たせるぐらいのエネルギーをキープできる場所はあろうかと思っておりますので、ぜひ沖縄島しょ型といいますか、そのようなエネルギーの在り方を提案できればなと思っております。

県でもう少し、いわゆるクリーンエネルギーというか、再生可能エネルギーというか、そういうものに対する計画あるいは進めているモデル地区みたいなものはありますか。

【事務局 久高環境再生課長】

現在、具体的に与那原で太陽光と電気自動車を組み合わせたプラグインハイブリッドを使った実証事業や、先ほど言った宮古島市、波照間島の事例などはございますけれども、それ以外に具体的に今はありませんが、今後の制度提言などでそういった革新的技術の実装化に向けて、例えばそういったモデル地域などをつくる際に国からの支援を受けながら沖縄県でもいち早く展開していきたいということをお願いをしているところです。

【宮城部会長】

なかなかすぐということにはならないと思いますが、やはり方向性としてはクリーンエネルギーの活用、あるいは再生可能エネルギーの活用というような方向性に行かざるを得ないというか、行く方向があるということですね。ありがとうございました。

昨今の強烈な台風や、ヨーロッパでは洪水と山火事などが頻発しているようですが、そういうのも1つは地球温暖化の影響だろうということも言われておりますし、地球全体でいろいろなことが起きています中で、我々小さな島しょに住んでいる人たちが、そういう社会でできることはいろいろあるかと思えます。ぜひそういうものを提案できるような形をつくっていただければと思います。

ほかにどなたかございますでしょうか。資料8等につきまして、ほかにも幾つかございますが。

中村委員、どうぞ。

【中村専門委員】

2年前のチェックのときにはあまり概念的に広がっていなかったのですが、現在は新型コロナウイルスの影響はかなり甚大で、今後もやはり見通しがあまり立たないというところが結構大きいという中での作成になるので、組み込むのは非常に難しいということは重々承知の上なのですが、安全・安心の島というのを実現する上で、例えば今回の新型コロナウイルスによる影響を今後のための教訓として生かすような、感染症の拡大に対して強い島づくり、社会づくりなど、そういったところの文言がなかなか見つけられないというのが実感で、これは組み込みにくいということが非常に大きいと思いますけれども、例えば公共施設の今後の在り方といったところや保健・防疫関係のところ、今回環境部会の所掌する範囲とは少し異なると思うのでここであまり議論することはないかもしれませ

んが、その辺りの連携は全体的にどこかへ確認するチャンスはあるのかなと今思っております。以上です。

【宮城部会長】

ありがとうございます。

いかがでしょうか。今の御意見につきまして何か事務局のほうで。

【事務局 松田環境部長】

今の御質問の点について御説明いたします。基本的な課題のところ、第2章の15ページでウィズ／アフター・コロナの新しい生活様式に求められる新たな視点ということで、課題を挙げております。

また、具体的には62ページ、健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保といったところで、感染症対策の強化あるいは振興・再興感染症拡大期に備えた医療提供体制の確保、そういうところでコロナ対策等にも若干触れているような内容が記載されているところでございます。

【中村専門委員】

御説明ありがとうございました。承知いたしました。

【宮城部会長】

やはり新たな対策、取組が求められていることだと思います。今の中村委員からの御意見、非常に重要だと思いますので、15ページでウィズ／アフター・コロナの項目もありますし、大きな感染症に対する生活環境の在り方が求められているのだらうと思います。ありがとうございました。

ほかにどなたかございますでしょうか。

【高平専門委員】

今の中村委員のおっしゃったことにも少し関連はすると思いますけれども、温暖化防止の適応策に関して、例えば防災など、先ほどの感染症は適応策の中で将来熱帯性の病気が入ってくる可能性もなきにしもあらずかなという心配はしているのですが、その辺りの記載はどこにあるのかなと。もしあったら教えていただければと思います。また別の部会でお話しされるものなのか。

【事務局 久高環境再生課長】

高平委員がおっしゃっているのは気候変動に対する適応策のことでよろしいでしょうか。本計画につきましては、確かに適応策というのは今の気候変動に対する適応ということで

非常に重要なことではあります。本計画は10年スパンで見直しを行っているところで、適応計画については実際には載っていないところです。そういうものがこの中に入れられるかどうか今後検討して、中身を精査していきたいと考えております。

【高平専門委員】

分かりました。

【宮城部会長】

ありがとうございました。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

御意見ないようですので、「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」についての審議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、10分ぐらい休憩を取りたいと思います。次の再開は2時50分再開ということにします。休憩いたします。

(午後2時36分 休憩)

(午後2時50分 再開)

【宮城部会長】

これより審議を再開いたします。

2番目の審議は、「自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用」、「SDGsに適應する観光ブランド力の強化」という2つの事項についてでございます。

審議1と同様に、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

6 審議2「自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用」

「SDGsに適應する観光ブランド力の強化」

【事務局 普天間環境企画統括監】

それでは、2つ目の議題の第4章の1-(2)自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用、同じく第4章の3-(2)世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革の中の「SDGsに適應する観光ブランド力の強化」について、概要を御説明いたします。

新たな振興計画(素案)冊子の35ページをお開きください。第4章基本施策1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島を目指しての中の(2)自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用について御説明いたします。

ここでは、本県の有する豊かな自然環境を次世代に継承するため、自然環境、生物多様性の保全・継承、水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生、多様な主体による環境保全

等に向けた活動の推進等の施策が盛り込まれております。

初めに、36ページの2行目のア 自然環境・生物多様性の保全・継承について御説明いたします。ここでは、本県の固有性の高い生態系と生物多様性を保全・継承するため、①世界自然遺産や自然公園の適正管理、②希少野生動植物種や沖縄固有種の保護対策、外来生物対策の推進、③アジアの自然史科学の拠点「国立沖縄自然史博物館」の設置促進の3つの施策を推進することとしております。

具体的に、①世界自然遺産や自然公園の適正管理では、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録を見据え、自然環境保全の体制及び適正な観光地マネジメントに取り組むこと、自然保護地域の区域拡大を含めた適正な区域指定・管理及び利用促進に取り組むこと等を盛り込んでおります。

②希少野生動植物種や沖縄固有種の保護対策、外来生物対策の推進では、アンダーパスの設置によるロードキルの防止、外来種の生息状況や被害等の調査を通じた外来種の駆除及び侵入、定着の防止、密漁・盗採やノイヌ・ノネコの被害防止、抑制のための巡回・巡視等に取り組むこととしております。

③アジアの自然史科学の拠点「国立沖縄自然史博物館」の設置促進では、国立沖縄自然史博物館の県内誘致の促進、生物多様性に関するデータの一元化及び充実を図り、そのデータの利活用促進、研究、教育普及に取り組むこととしております。

次に37ページ1行目から、イ 水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生について御説明いたします。ここでは、人の生活と環境の調和を図り、快適で安全・安心な生活空間を確保するために、①水質汚濁対策、②土壌汚染対策、③大気環境保全、④自然環境再生の推進、⑤環境影響評価制度の推進の5つの施策について推進することとしております。

具体的に、①水質汚濁対策では、地域の実情に応じた各種污水处理施設の計画的かつ効率的な整備、単独浄化槽から合併浄化槽への転換、適正な維持管理、水質調査を通じた水質汚濁の原因究明や監視指導の強化に取り組むこととしております。

②土壌汚染対策では、土壌調査の実施、汚染土壌の適正管理及び適正処理に関する監視指導等の強化、情報の収集・蓄積を通じた対応の迅速化に取り組むこととしております。

③大気環境保全では、大気環境の常時監視や発生源となり得る事業所等の監視指導等の強化、法に基づく規制地域の指定・見直しによる発生源の規制強化に取り組むこととしております。

④自然環境再生の推進では、地域の特性に応じた海岸の整備、河川の水辺環境の保全・

再生、自然環境再生に取り組む市町村や団体の活動支援を通じた県内自然環境の保全・再生の促進に取り組むこととしております。

⑤環境影響評価制度の推進では、環境影響評価及び事後調査の適正かつ円滑な実施及び法・条例の対象とならない小規模開発に対する簡易な環境影響評価手続の導入に取り組むこととしております。

次に38ページ、10行目から、ウ 多様な主体による環境保全等に向けた活動の推進について御説明いたします。ここでは、県民一人一人が環境問題に対する思いを致し、保全に向けた行動を取る必要があることから、①環境保全等に対する県民参画の推進、②環境保全の意欲の醸成の2つの施策について推進することとしております。

具体的には、①環境保全等に対する県民参画の推進では、県内の環境教育・環境保全活動に携わる各種団体が一体となった産官学のネットワークの構築、県民参加による自然環境の保全等に関する計画づくりの推進、県民の環境保全活動の促進及びボランティア支援等に取り組むこととしております。

②環境保全の意欲の醸成では、保全利用協定の締結促進、「おきなわ環境教育プログラム集」の普及・活用、学校教育や地域活動を通じた子どもたちの環境倫理の醸成に取り組むこととしております。

次に、冊子の88ページをお開きください。第4章3-(2)世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革の中の91ページ、イ SDGs に適応する観光ブランド力の強化について御説明いたします。

ここでは、近年、世界各地で問題となっているオーバーツーリズムへの懸念から、社会・文化、経済、環境の3領域において適切なバランスを長期的に維持するサステナブル・ツーリズム(持続可能な観光)やレスポンシブル・ツーリズム(責任ある観光)に資するため、①サステナブル・ツーリズムの推進、②持続的観光指標の設定と観光地マネジメントの2つの施策が盛り込まれております。

具体的に、①サステナブル・ツーリズムの推進では、持続可能な観光には地域社会、経済、環境の3つの側面において適切なバランスを長期的に維持することが重要であり、観光客と地域住民が価値を共有するサステナブル(持続可能)／レスポンシブル(責任ある)／ユニバーサル(誰もが楽しめる)・ツーリズムの推進に取り組むこととしております。

②持続的観光指標の設定と観光地マネジメントでは、オーバーツーリズムに関する国内外の動向を踏まえ、自然環境の保全、地域の文化・生活環境の尊重を要件とした観光地マ

ネジメントへの取組、環境容量等を踏まえた持続可能な観光施策を進めるため、「日本版持続可能な観光ガイドライン」の活用等に取り組むこととしております。

あわせて、関連体系図3ページの1-(2)及び17ページの3-(2)施策展開イが本審議の対象となりますので、施策、成果指標等、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

最後に資料8、「沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書」における指摘事項及び「新沖縄発展戦略」における申し送り事項への対応状況も併せて御参照ください。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【事務局 島袋世界自然遺産推進室長】

自然保護課世界自然遺産推進室 島袋です。お手元の資料10の1ページ目をお開きください。新たな振興計画(素案)に対する意見でございます。

番号1、素案でいいますと36ページの11行目になります。その1つ前の行から読み上げます。「その普遍的価値を維持できるよう、自然環境保全の体制及び適正な観光地マネジメントに取り組む」のところでは、

御意見では、「適正な生態系保持のマネジメントに取り組む」にしてはどうかという意見がございました。また理由としましては、世界自然遺産は観光地としての意義より、生態系保全の意義が重要だということで、観光地マネジメントの用語を変更したほうがよいということになっております。

申し訳ありませんが、事務局案は、御意見を踏まえて次回以降の部会で提出させていただきたいと思っております。

続きまして、資料10の2ページ、関連体系図(案)に対する意見となっております。

①の主要指標です。指標名としまして、施策①、②に関連した新しい基本施策の設定ということで、関連体系図を御覧ください。3ページですが、基本施策1-(2)の施策展開アの施策①、②ということで、①では世界自然遺産や自然公園の適正管理、成果指標としては世界自然遺産登録の円滑な更新という施策関連図になっているかと思っております。

また資料10の2ページに戻ります。指標(案)としては、「世界自然遺産の理解の向上と適正な利活用」という御意見がございます。理由としましては、世界自然遺産の登録を踏まえて、地域住民及び来訪者に対する生物多様性の保全に対する啓発活動の施策を入れることを提案したい。例えば、地域住民が世界遺産の価値を正しく理解し保全に対する責任を認識するようになることを促す啓発活動や地域住民や来訪者に対してマナーやルールの作成

と地域の玄関口での周知・配布等が考えられるということになっております。

事務局案としましては、御意見や他の委員の意見を踏まえて、下記のとおり指標への追加ではなくて、本文に取組を追加したいということで事務局案を出しております。

具体的には素案の36ページ、①世界自然遺産や自然公園の適正管理のところでは四角が3つあると思いますが、その1つ目の四角と2つ目の四角の間に取組を3つ追加したいという事務局からの提案です。今の御指摘のところは3つのうちの一番上です。「地域住民を含めた県民や観光客に対する生物多様性の保全やマナー・ルール等の啓発に取り組む」を追加したいと考えております。

他の意見なども含めて、2つ目に児童生徒への啓発、3つ目に国、教育機関等と連携して取り組むというものも追加したいと思います。2つ目は国頭村から意見がありました。3つ目は他の部会等からの意見がございましたので追加しているところでございます。具体的には後ほど説明いたします。

続きまして、資料10、3ページを御覧ください。上のほう、先ほど施策体系図で指標名、世界自然遺産や自然公園の適正管理ということで、指標として世界自然遺産の円滑な更新となっているのですが、御意見としては、世界自然遺産に関しては世界自然遺産登録の円滑な更新という曖昧な表現では内容が分からないと。具体的な文言を記載すべきではないかという御意見がありました。

これに関しても大変申し訳ありませんが、次回の部会等でまた検討して提出させていただきたいと思っております。

最後に資料11、他の部会等からの意見です。同じく世界自然遺産や自然公園の適正管理ということで、御意見は、専門的知識を最も必要とする部分なので、OISTや琉球大学等の「学」との共同管理も必要なのではないかという御意見に対して、事務局案としては先ほどの3つの取組を追加したいということで、背景を少し説明させていただきます。

実は本年8月19日、来週木曜日に、国(環境省、林野庁)、沖縄県、OIST、琉大と国の独立行政法人の調査機関の7者で沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録地における保全管理のための連携と協力に関する協定を締結することとなっております。

締結する目的は大きく2つあって、登録地において長期的な研究を促進するため、①モニタリングや科学的な管理の基盤を整備して登録地における保全管理等に貢献すること、②保全管理等の担い手としての若い世代や地域の人材の育成を図っていくという大きな目的で協定を結ぶこととしております。

それを踏まえて、以下のように取組を追加したいということで、3つ目、国、教育機関、研究機関等と連携した自然環境の保全や人材育成の促進に取り組むという文言を追加しております。

私からは以上です。

【事務局 久高環境再生課長】

続きまして、資料10の3ページを御覧ください。1-(2)施策展開ウ、施策②でございます。大島委員から御意見がございまして、指標名は環境保全の意欲の醸成であります。指標(案)の御意見として「環境保全に対する正しい理解の習得と行動を促す意欲の醸成」という案を御提示していただいております。

目標値は、関連体系図の3ページにございます。成果指標としまして沖縄県地域環境センターの来場者数としているところを、市町村の教育委員会(特に社会教育や生涯学習担当セクション)が中心となる講習会やセミナーの開催と受講者数ということで、習熟度に重きを置くべきではないかという御意見だったと思います。

理由については、全ての県民を対象とする場合、地域環境センターへの来場で目標値を設定するのは現実的ではないように思われます。また、オンライン方式で参加を募る形態を取ってもアクセス環境の地域格差が存在する現状では、有効な目標値とはならないのではないかと考えます。沖縄県地域環境センターの認知度が低いこともあり、市町村の教育委員会と協同で開催し、地域の実情に合った事例等を組み込んだ内容を盛り込むことで、センターの認知度を高め、センターに情報が蓄積されていくことにもつながるのではと考えます。

それに対して事務局案でございますが、環境保全に関する意欲の醸成につきましては、学びの場を提供することが非常に重要と考えております。一方で、離島に在住の方など、センターに来場できない方にも場を提供できるよう教育委員会等にも連携しつつ対象を拡大していくとともに、その効果を把握していきたいと考えています。

修正案は、一部大島委員の意見も取り入れまして、沖縄県地域環境センターの来場者数及び講習会受講者数(教育委員会等と連携して実施する講習会受講者数を含む)としたいと思っております。今回の事務局案は、大島委員からの御提案の内容が十分に反映されていないところもありますが、現在のところ知事部局と教育庁もありますけれども、各市町村の教育委員会が取り組んでいる環境教育の実数が十分にまだ把握し切れていないという実情もありまして、今後各市町村教育委員会と連携を図っていく中で実数の把握についても検討し

てまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【事務局 新城環境政策課長】

続きまして、他部会への申し送り分について説明したいと思います。

資料10の1ページ、2番目です。92ページの23行目になります。新たな振興計画素案の本文では、「6月観光庁)の活用に取り組む」という部分です。

意見としまして、「6月観光庁)を参照に持続的観光指標を設定する」と修正したいという御意見です。

理由としましては、タイトルとの整合性で、92ページの9行目、②持続的観光指標の設定と観光地マネジメントというタイトルがございますので、それとの整合性がありますのでそれに設定したいということとなっております。

この部分につきましては、事務局としては文化観光スポーツ部の所管となると考えておりますので、皆様の承認の上、他部会へ申し送りをしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【宮城部会長】

ありがとうございました。

それでは、事務局のただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

【大島専門委員】

御説明ありがとうございました。幾つか回答いただいた件についてコメントというか、改めて質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず資料10、振興計画(素案)に対する意見の1番になります。本文には「適正な観光地マネジメントに取り組む」と書いてあって、それに対して委員の方から下線の「生態系保持のマネジメントに取り組む」にしてはどうかということですが、事務局案には御意見を踏まえ検討しますとありますが、資料8を見ますと、前回から反映させたものというふうには理解できますが、この場所は実は私も少しクエスチョンで考えていまして、いきなりここで観光地マネジメントという表現はやはり適さないのではないかと思います。

①は、世界自然遺産や自然公園の適正管理という枠で書かれている内容です。御承知のように世界遺産の条約は観光地としてのお墨つきを与える制度ではありませんので、基本ここで観光地マネジメントというのはなじまないと思っておりますので、表現を変えていただくことを私も希望したいと思います。

適正な用語、まさにここなじむ形で「登録地の保全と活用のマネジメント」など、いろいろとその辺は考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

続いて資料10の2ページ、私のほうで書かせていただいている関連体系図(案)に対する意見です。私はこちらを中心にチェックさせていただきました。

まず1-(2)は赤字で修正案をいろいろ考えていただいております。こちらに赤字で3つほど書かれておりますが、上から1つ目、地域住民を含めた県民や観光客に対する生物多様性の保全やマナー・ルールの啓発に取り組むという、これは全く問題ないのですが、実は私の理由のところを書いてありますが、いわゆる玄関口ですね。これをどこでやるかというところが非常に入り口的には問題がありまして、もちろんいろいろなところで周知徹底するという意味は大事ですけれども、先日観光コンベンションビューローの下地会長と世界自然遺産に関して話をしたときに、やはり入り口になるようなものが今はある意味ないんですね。入り口というのは施設という意味です。ビジターセンターは環境省はつくりませんし、道の駅や観光協会などいろいろなところが考えられるのですが、現時点ではいわゆる世界自然遺産に関連して特別ビジターセンターがあるわけではないので、いわゆるどこでマナー・ルール等の啓発を行うのかということ、今赤字で書かれている1行目に、場所についても少し含めるような内容で分かるようなものに加えていただければというのが私の希望です。

それから、資料10の3ページで、施策番号1-(2)施策展開ウの施策②です。環境保全の意欲の醸成に関連してのところ、私のコメントは、素案には沖縄県の地域環境センターの来場者数を目標値にするということはどうなのだろうかという質問に対して、現地の教育委員会などと連携して実施する講習会の受講者数を含むとあります。これに関しては、受講者数というのは目標値になるのかなと。もちろん参考にはなるのですけれども、私の意図とするのは、ある意味地域環境センターは残念ながら県民の中でなかなか周知徹底というか、認知されていないので、反対に地域環境センターと教育委員会が連携して開催する研修会などが幾つあるのかという、それも目標値にするというのはいかがでしょうか。来場者数及び講習会受講者数だけだと、やはりこれにふさわしいものになるのかなという少し足りないと思っております、連携研修会数も1つの目標値に入れるのはいかがでしょうか。以上です。

【宮城部会長】

ありがとうございました。

事務局からお答え願えますか。

【事務局 島袋世界自然遺産推進室長】

まず、大島委員からあった資料10の1ページ目の番号1です。観光地マネジメントという表現ではなく適正な表現にということでありました。我々の意図としては、先ほどの素案の36ページ、自然環境の保全の体制と適正な観光地マネジメントと記述させてもらっているのですが、観光地マネジメントというのは、例えば西表島では今観光管理のマスタープランをつくっていて、年間33万人、1日1,230人という目標で西表に来る観光客を平準化しようということに取り組んでおります。そういう取組を観光地マネジメントという言葉でやっていたつもりなのですが、どのような表現がいいのかは少し検討して、次回以降に回答させていただきたいと思います。

続いて2ページ目、大島委員から御指摘の3つ追加したものの1つ目です。マナー・ルールの啓発に取り組むということで、その場所の記載がないということでもございました。委員おっしゃるように、例えばマナーブックの増刷などを計画しようとしているのですが、どこに置くかを中で検討しているところでございます。

例えば西表島だと、今度ワイルドライフセンターをリニューアルするということで環境省が進めております。そこでマナーブック等を置くことになるのかなど。ヤンバルだとおっしゃったように道の駅などに置いたりすることもありますし、ヤンバルのワイルドライフセンターというのもあると思います。場所についても分かるように、少し本文に取り込めるよう修正検討したいと思います。

【事務局 久高環境再生課長】

大島委員から意見がありました3ページの1-(2)の施策展開ウの施策②ですけれども、おっしゃっていましたが恐らく正しい理解の習得と行動を促す意欲の醸成という意味で、教育委員会と連携して実施する講習会受講者数とするところですが、県としましては地域環境センターの来場者数も沖縄全体の数として取り入れていきたいと考えております。ただ、委員がおっしゃっているように理解の習得という行動を促す醸成が必要ということも理解できますので、中に入れていきたいということも考えていますが、幾つか指標を並べることができるかどうか、企画部とも調整して検討してみたいと考えております。

【宮城部会長】

今の事務局の対応ですが、大島委員いかがですか。

【大島専門委員】

ありがとうございます。少し最後聞き取れなかった部分もありますけれども、反映させていただければと思います。後で事務局に確認します。少し聞こえづらくて、はっきりと最後の御意見が聞けませんでした。申し訳ありません。

【宮城部会長】

ありがとうございます。では、大島委員は後で事務局に確認していただくということで。ほかに委員の先生方、何かございますでしょうか。

【高平専門委員】

資料10の1ページの1番、最初の1行、先ほどからいろいろ議論いただいて、ここは私が意見を書いた部分ですけれども、ここで観光地マネジメントというのは不適切だと思ったのは、世界自然遺産に登録されて、どうも観光地としてのイメージをみんな持っているのかなど。実際はそうではない。基本的には観光地として使っても問題はないとは思いますが、趣旨は生態系の保持です。そこをしっかりと出していきたいというところで、世界自然遺産は観光地という意識はまず持っていただきたくないというのが私の意見です。国立公園はある意味公園なので致し方ない部分もあるとは思いますが、世界自然遺産は必ずしも観光地ではないというところを理解していただきたいということで出しました。この辺りは大島先生もほかの先生もサポートしていただいてありがとうございます。

以上です。

【宮城部会長】

ありがとうございます。確かに世界自然遺産登録された地域といわゆる国立公園とは本来は少し違う場所ではあると思うのですが、どうしても地域が同じ場所になってしまっているのが並列的にそういう形になっていると思います。ただ、「観光地マネジメント」は、どうも我々生き物をやっている側の人間からすると少し違和感があるというのは正直なところではございます。適切な表現があろうかと思しますので、事務局で少しその表現を考えていただければと思います。

ほかにございますでしょうか。どうぞ、中村先生。

【中村専門委員】

素案の36ページ、ア②希少野生動植物種や沖縄固有種の保護対策というところ、今3項目含まれていてそれぞれ私も同意するところですが、生物の影響というところに書き換えるべきなのか少し難しいところですが、固有種の保護対策の1つとして人為的に持ち込ま

れる様々なもの、具体的にはごみなども出てくると思いますけれども、そういったものの影響をいかに抑えるかというところが今後重要になってくるだろうと考えられますので、難しいかもしれませんが、そういった文言をここに含められるかどうか検討できるようにしたらお願いしたいと思います。

【事務局 島袋世界自然遺産推進室長】

委員の御指摘、少し内部で検討させていただきます。

【宮城部会長】

表現と対策の在り方、どういう形が効果的かを考えていただければと思います。

中村委員、次回の部会で回答があるようですので、よろしいでしょうか。

【中村専門委員】

もう1つよろしいですか。続けて37ページ、イの①水質汚濁対策の第1項目ですが、ここでは下水道に続いて農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などが列記されていますが、ここで例えば畜産排水などは分けて考えているということなのか、別としてここを捉えるべきなのか。海側からの視点で考えると畜産から流入してくる多量のリンは無視できない問題になってきているという報告が幾つか挙げられているようなので、その辺の対策も恐らく今後必要になってくるのかなということで、ここに農業に続けて書いてよろしいのかは分かりませんが、「農業・畜産・漁業集落排水施設」、そういった書きぶりがうまくいけるのか、そうでなければ下水道の後に別途「畜産排水」という文言を入れるということが検討できたらぜひお願いしたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

【宮城部会長】

ありがとうございます。畜産排水も非常に水質汚濁の元凶になっているようでございますので、その表現をどうするかということですが、事務局どなたかお答えできますか。これは農水関係と若干関係しますが、部長、何かございますか。

【事務局 松田環境部長】

今の御指摘の点でございますが、「下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽」は、いわゆる人の生活に伴って出てくる排水の処理についての記載でございまして、中村委員から御指摘がございました農業・畜産から出てくる排水の部分についてはこの中には含まれていないような状況にあると思います。この中に含めるのか、あるいは項立てでもう1つ四角をつくるのか、あるいは別のところで対応できるのかどうか、少し検討して対応

を決めた後にまた御報告したいと思います。

【中村専門委員】

ありがとうございます。

【宮城部会長】

それでは、ほかの委員の先生方ございますか。

【大島専門委員】

もう1つよろしいでしょうか。黄色の冊子の36ページに、もし入れていただくことが可能ならばということでぜひ御検討いただきたいことが2点あります。

先ほど中村先生もお触れになったところです。36ページの②希少野生動植物種やというところの18行、19行です。ここに「アンダーパスの設置などによる希少生物種のロードキルの防止に取り組む」という文面があります。こちらは既に本島の北部、県道70号線沿いには幾つかアンダーパスが昨年度も新しいものができたりということでの取組を続けるという意味だとは思いますが、実は設置された後に使われているのかのモニタリングが数字があまり出てきていないので、今後世界自然遺産に登録された後は定期的に報告義務もあるということから、ロードキルの防止に取り組むだけではなくて、例えば防止及び成果の確認など、使っている状況はどうなのかということが分かることも文言の中に少し入っていたほうが、防止に取り組んだ結果のところまできちんとフォローしていくというような言葉が入っているといいのではないかと思います。可能ならばということです。

それから、同じように36ページの23行目、24行目に当たるのですが、こちらも「密漁・盗採やノイヌ・ノネコによる補植被害の抑制に向け、自然保護地域における巡回・巡視の強化に取り組む」とあるのですが、恐らく今年もこれから昆虫等の密漁に向けて例えば林道の夜間の通行止めなども行われると思いますが、あれもやらないよりはやったほうが当然いいのは分かりますけれども、それによって希少な昆虫等の生息数が本当に守られて数が維持できているのか、私が言いたいのは何のためにそれをやるのかという結果は、生息数を減らさないためというところだと思うので、併せてそういう調査もきちんとやられたほうが、巡回をただしているだけではなくて、抑制に働いているのはどの結果に数字となって現れてくるのか、そういったことまで含めた形で目標値を設定するとか、そういうものにつながるような表現が、今後のことも含めて適しているのではないかなと思いました。もし考えていただけるのであれば、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

【宮城部会長】

ありがとうございます。ここは取り組む内容がどこまで含まれているかということだと思いますが、事務局として何か考えられているものはありますか。例えば今大島先生から御質問があったようにモニタリングや成果がどうなっているのかということ調べるとうか、そういうことまで含まれたものなのか。

【事務局 島袋世界自然遺産推進室長】

最初のロードキルの対策についてですが、委員おっしゃるとおり土木建築部でアンダーパスの設置をヤンバルなどではやっていただいています。そのモニタリングということで、まだ土木とその辺まで情報共有できていなくて、やっているのか、もしやっていなければどういうふうにできるのかを検討していく必要があるのかなと考えております。

併せて、世界自然遺産登録になったことでIUCN等から宿題が出ております。その中でロードキル対策もありますので、そこで今おっしゃった効果の検証についてもやる必要があるということになると思いますので、その部分でもまた検討していきたいと思えます。

あと、希少種などの密漁対策や盗採対策、今年も8月下旬から林道の夜間通行止めなどを行います。これを含めて林道については環境省がパトロール、森林内については県がパトロールをしています。その効果といいますか、どちらかという希少種が回復というよりも、わなの発見数が減っているのは明らかになっております。そのように検証しているというのが現状です。私からは以上です。

【宮城部会長】

ありがとうございます。施策の中にどこまで細かく具体的に取り込めるかというのはなかなか微妙なところもあると思いますが、大島先生が御質問されていたようなことを踏まえた上で文案等の書き込みあるいは修正等ができれば、その対応をしていただきたいと思います。

竹村副部会長、どうぞ。

【竹村副部会長】

大島先生と全く同じところの質問ですが、もう少しだけ踏み込んでお伺いしたいのですが、36ページの23行、24行、巡回・巡視とあって、それは恐らく人に対しては有効かなというのがあって密漁や盗採にはいいかと思いますが、ノイヌ・ノネコの捕食被害は、生き物に対しては巡回・巡視では間に合わないのではないかという意味合いがあって、抑

制するのであれば、抑制に向けた巡回・巡視ではなくて、ノイヌ・ノネコの数減らすような方向の方策を入れていくほうが、もう少し世界自然遺産に向けての意気込みが出てくると思います。この辺りはいかがでしょうか。

【事務局 島袋世界自然遺産推進室長】

委員おっしゃるとおり、ノイヌ・ノネコについては捕獲事業を実際にやっております。今後は例えばヤンバル3村と連携して飼い犬、飼い猫を徹底させるという取組を意見交換しているところでございます。その記述が足りないとお話を聞いて思いました。記述する方向で検討していきたいと思っております。

【宮城部会長】

マングースを含む外来生物の場合は所有者がいないということもあって捕獲しやすいのでしょうけれども、ノイヌ・ノネコは、里山的なところでノイヌ化・ノネコ化している場合の微妙な対応もあってそういう表現になっているのかなという気もしますが、やはり世界自然遺産登録された地域で実際特にノネコによる捕食被害は結構いろいろな皆さんが言われていることですので、ここはもう少し踏み込んだ形の表現があってもいいのかなという感じが若干いたします。

ほかの地域でも、これはなかなか微妙ですが、例えば奄美大島辺りではノネコの捕獲事業をやっているところもありますので、我が沖縄県でももう少し踏み込んだ表現があってもいいのかなという感じがします。

竹村副部会長、どうでしょうか。

【竹村副部会長】

そのとおりで、踏み込んでいただければと思います。

【宮城部会長】

なかなかほかの団体との微妙な関係もあるようでございますので、表記の方法は事務局で考えさせていただきたいと思っております。

ほかにごございますでしょうか。

どうぞ、藤田委員。

【藤田専門委員】

中村先生も先ほどおっしゃっていたのですが、37ページの7行目、私からは下水道と関連しているというか、雨水幹線についての項目を入れていただけないかなと思っていました。沖縄県はたしかほとんどの雨水幹線がそのまま海に流れ出ている状態だと思いますの

で、それを経て生活排水やごみなどが海に流出することがあるので、そういった意味からも、ここに入れるのがいいのか分からないのですが、ほかのところにも入れたほうがいいのかもしれませんが、下水道の整備だけではなくて雨水幹線について少し考え直すことをされたほうがよいかなと思います。

それから、同じ37ページの31行目、32行目、河川の再生ですが、イの項目のところで考えるとこの文章でもいいのかもしれませんが、やはり生物のことを考えると、河川構造物ですね。小さな堰や床止めみたいなものでちょっとした落差工が非常にたくさんあって、あれで沖縄の河川の多様性は確実に失われていますので、そういうものの改修をするという項目を加えていただけるとより自然環境という意味での再生にはつながると思いますので、御検討いただければと思います。以上です。

【宮城部会長】

どうもありがとうございます。河川の人工的な構造物が河川の生態系を攪乱しているという指摘もありがとうございます。

事務局、今のお話で。

【事務局 松田環境部長】

1点目は、雨水幹線を伝ってごみや生活排水が海に向かっていている点について対応が必要ではないかという御指摘かと思えます。雨水幹線の中でごみを回収するのは若干難しいかと思えますので、ごみの対策等の中で何らか対応できる部分がないかという点も含めて検討していきたいと考えております。

それから、河川構造物の部分について、逆にそれを作っていることが多様性の喪失につながっているので取り除くことについても検討してほしいという御趣旨かと思っております。この部分については河川の管理をしている土木建築部等にもそういう指摘があることも含めて、37ページかそれ以外の部分で何らかそういうことについて調査をして、自然環境再生の1つとして取り組んでいくというような部分を記載できないかどうか検討してまいります。

【藤田専門委員】

よろしく御検討をお願いします。

【宮城部会長】

ほかにございますでしょうか。

【高平専門委員】

今の藤田先生、中村先生の御意見はもっともだと私も思います。その中で、1つ今後気になるのが雨水冠水、ここでは河川も含めてですけれども、恐らく今後防災の観点から、大雨になったときにはもう雨水冠水がオーバーして、そこで内水氾濫が起こる可能性もありますので、この辺り防災という捉え方も少し言葉で入れられないかなというのを今感じました。

河川の構造においても、多自然河川は当然ですけれども、少し川幅を広げる、本来の広い川の姿も含めた意味、これは防災の観点からも非常に重要かと思うので、広げるという言葉はここでは不適とは思いますが、環境や防災にも配慮したという感じでつけ加えられないかという感じがいたしました。いかがでしょうか。

【宮城部会長】

ありがとうございます。項目としては、水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生となっておりますが、水質汚濁や土壌汚染というのは従来の視点と異なりますか、そのような形で出てきておりますので、どうしても今委員の先生方から御質問のあったようなことと、この①、②などの中に入れ込むのに形の上で若干無理がある気がしますが、保全・再生というようなものに少し視点を変えて河川のことなどが出てくるとうまくどこかに織り込めるようなところもあろうかと思いますが、事務局のほうで丸数字、項目を含めてもう一回検討してもらえるといいかもしれません。

先ほどの河川の問題ですと、自然環境再生の推進というところにひよっとしたら入れられるかも分からないし、あるいは水質汚濁の中に雨水の問題などもうまく入れ込めるかもしれません。少し事務局のほうで検討してもらえますか。

【事務局 松田環境部長】

基本施策の割振りからいいますと、第4章の2、心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指しての(6)安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化といったところにカテゴリーライズされるかなと思ったのですが、そこにもないようですので、安全・安心の部分についての基盤整備は土木建築部が担っている部分がございますので、そこと相談をしまして、今の37ページの部分に入れることができるのかどうなのか、あるいはほかの部分での記載が可能かどうか少し検討してまいります。

【宮城部会長】

ぜひ検討をお願いいたします。ありがとうございました。

91ページのSDGsに適應する観光ブランド力の強化というところでどなたか御質問、

御意見等ございましたらお願いしたいのですが、大島委員、ここら辺いかがですか。

これは環境部会のテーマでもありますが、文化観光スポーツ部会のテーマでもあります。

【大島専門委員】

4章の資料10、全体に関わることで気になるものがあるのでいいですか。

関連体系図で今日議題に上がっている施策番号のいろいろ話をしておりますが、一番上にある主要指標のところ、これが前から少し気になっていまして、そのところをどなたか事務局のほうで回答いただければありがたいと思って、少しコメントさせていただきます。

実はこの基本施策1-(2)自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用の主要指標に、いわゆる準絶滅危惧種から絶滅危惧種への移行種数が主要の指標になっているのは、ここで扱う施策展開ア、イ、ウを統合した形での主要指標になっているのかというのが疑問です。どうも施策展開のアに偏っているのではないかなという気がしてならなくて、その辺が少し気になっています。

それから、絶滅危惧種の問題を扱う場合には、沖縄県レッドデータブックをその指標に用いるということは想定できるのですが、カテゴリーの見直しが平成29年に改訂第3版が発刊していますよね。それなりにカテゴリーの見直し作業は年月もかかるということもあって、今つくっている新たな振興計画は2030年に向けてのものだと思いますが、果たして指標としてこの文言、準絶滅危惧種から絶滅危惧種への移行種数を主要指標にするというのは適切なのかなという疑問を感じました。以上です。

【事務局 松田環境部長】

この点については、事務局も今非常に悩んでいるというのが現状でございまして、そのほかの指標、基本施策1-(1)あるいは1-(3)については比較的分野がまとまっているといえますか、統括しやすいということでの主要指標を決める際には比較的すんなりと決まったのですが、1-(2)につきましては分野が非常に広いということがございまして、何を代表させるのかということについて事務局でもいろいろと検討してきた経緯がございます。その中で今この主要指標になっておりまして、事務局でも確かに全体の指標としてこれで全体を表すことができているかということについては少し心もとないと感じているところではございます。

何かこういう指標が逆によろしいのではないかという御助言等があれば、それも含めて

引き続き主要指標の検討を続けてまいりたいと考えております。

【大島専門委員】

ぜひ検討のほど、よろしく申し上げます。

それに関連して、関連体系図の1ページにも計画展望値というのがございます。これを見ても、なぜ環境のところは温室効果ガス排出量の1つしかないのかというのが、私はすごく残念です。資料6を見ると環境部会は関係するものが非常に多いのにもかかわらず、最終的な計画展望値が1つしか書いていないというのもバランス的におかしいのではないかなと思っていました。環境が温室効果ガス排出量1つ、社会が県人口と離島人口、そして経済が5つもあって、ここに偏っているのが情けないというか、計画展望値に環境のほうをぜひたくさん入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。この辺りも検討して、これだけたくさん抱えている環境部会でありますので、ぜひこの計画展望値を充実させていただきたいと思います。以上です。

【事務局 松田環境部長】

この計画展望値については、その分野を代表させる指標にしたいということで、基本的には数を少なくしたいという考えがベースにあって温室効果ガスということになっておりますけれども、今大島委員からも非常に範囲が広い、分野が広いのでという御指摘もありますので、この点についても検討していきたいと考えております。

【大島専門委員】

ぜひバランスいい形でお願いいたします。

【宮城部会長】

ありがとうございました。

大島先生、91ページのSDGsに適応する観光ブランド力の強化というところの御意見、何かございますか。

【大島専門委員】

現在では今の書き方でいいのではないかなと感じています。ぜひ内容を具体的な施策に反映されるように希望いたします。

【宮城部会長】

ありがとうございました。

ほかに委員の先生方、何かございましたらよろしく申し上げます。

個人的な感想を述べますが、38ページの環境影響評価制度の推進とございますが、環境

影響評価審査会の委員としてはなかなかハードな作業日程がございますが、沖縄県の場合、いろいろなアセス事業が多くあり過ぎる。その中でどれだけ環境保全への貢献ができるかという、一生懸命頑張っておりますが、アセスに係る事業が多過ぎるというのもありますので、環境評価制度の推進という表現の意味が少し理解しかねるのですが、どなたか事務局御説明いただけますか。

【事務局 松田環境部長】

これは現計画に入っておりました施策を、引き続き今回の新たな振興計画(素案)の中でも基本施策として環境という視点を新たに加えたということもありまして、環境影響評価制度の推進については次期振興計画の中でも進めていきたいと考えたことから入れている部分でございます。

今の制度の運用そのものに大きな問題があるという認識はしておりません。ただ、2番目の四角でございますけれども、法や条例の対象にならないような小規模開発についてどのようにして環境保全の配慮をしていただくかというところについて、特に進めるべき点かと思っております。

また、宮城部会長から非常に件数も多いという御指摘も受けている点につきましては、今後改めて現状の運用の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

【宮城部会長】

ここは制度の推進というよりは、むしろ今の環境影響評価制度の中でもっと適切なというか、効果のある評価の仕方というものが大事ではないかなと思います。つまり、制度の枠の中で知事意見というものをつくっても、それが果たしてどういう形で効果が出ているかということの点検といいますか、そういうことが大事ではないかなと思っております。環境というのは非常に大きな重要な課題だとは思いますが、この中で急にといいいますか、自然環境再生の後に制度の推進というのが出てきたので若干違和感といいますか、疑問に思っているところがあります。これは個人的な意見として述べておきます。

あとは環境保全の意欲醸成というところがありますが、例えば環境教育プログラム云々がございます。これは実際に学校現場などで活用されているのでしょうか。そこら辺の説明があればお願いします。

【事務局 久高環境再生課長】

環境教育プログラムは2年ほど前に完成しまして、地域環境センターを中心にそこから

いろいろな連続講座に活用したり、教育委員会から要望がありましたらこれを活用させていただいて、いろいろ環境教育に活用させていただいているところでございます。また、県のホームページからも入手することが可能でありますので、いろいろなものに使えるツールとなっております。

【宮城部会長】

ありがとうございました。

ウェブで参加されている先生方、ほかに何か御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、御意見ないようでございますので、今日の議論を踏まえまして、また取りまとめをして事務局から後ほど報告をさせたいと思います。

委員の先生方から貴重な御意見がございました。その御意見に対する事務局の対応はまた次回の部会等で御報告いただければと思います。

それでは、本日の審議は以上となります。マイクを事務局へお返しいたします。

【事務局 仲松班長(環境政策課)】

宮城部会長、どうもありがとうございました。

お話のありましたとおり、本日御意見をいただいた内容のうち、この場でお答えできなかったものが幾つかございます。事務局で関係課等と調整、確認いたしまして、次回以降に回答していきたいと考えております。

また、今回のテーマについて追加で意見等がございましたら、事前の意見照会の意見様式により8月19日までに御意見を提出いただくようお願いいたします。

皆様、お忙しい中、御審議ありがとうございました。

次回の日程は冒頭に事務局から御説明しましたとおり、8月26日・木曜日の13時30分の開催を予定しております。詳細な御案内につきましては、昨日事務局から通知をお送りしておりますので、御確認をお願いいたします。

これもちまして、沖縄県振興審議会第1・2回環境部会を終了いたします。

本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

7 閉 会